# 強い農業づくり交付金の配分基準について

1 6 生産第 8 4 5 1 号 平成 1 7 年 4 月 1 日 大臣官房国際部長 総合食料局長 生 産 局 長 通知 経 営 局 長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号 改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号 改正 平成20年 4月 1日 19生産第9995号 改正 平成20年10月16日 20生産第3974号 改正 平成21年 3月31日 20生産第10021号 改正 平成21年 3月31日 20総合第2242号 改正 平成21年 3月31日 20経営第7197号 改正 平成21年 5月29日 21生産第1067号 改正 21総合第323号 平成21年 5月29日 21経営第934号 改正 平成21年 5月29日 改正 平成22年 5月28日 21生產第9806号 改正 平成22年 5月28日 21総合第2156号 改正 平成22年 5月28日 21経営第7165号 改正 平成23年 4月 1日 22生產第9709号 改正 平成23年 4月 1日 22総合第1767号 改正 平成23年 4月 1日 22経営第7281号 改正 平成24年 2月 8日 23生產第5632号 改正 平成24年 2月 8日 23食産第3068号 改正 平成24年 2月 23経営第2923号 8日 平成24年 4月 23食産第4021号 改正 6 目 改正 平成24年 4月 6日 23生產第6192号 改正 平成24年 4月 6日 23経 営 第 3673号 改正 平成25年 2月26日 24食産第5546号 改正 平成25年 2月26日 24生産第2892号

改正 平成25年 2月26日 24食 産 第 5546号 24生産第2892号 改正 平成25年 2月26日 改正 平成25年 5月16日 25食産第272号 改正 平成25年 5月16日 25生產第173号 改正 平成26年 2月 6日 25食産第4165号 改正 平成26年 2月 6日 25生產第2889号 改正 平成26年 4月 1日 25食產第4961号 改正 平成26年 4月 1 日 25生產第3422号 平成26年 7月 改正 7 日 26生產第1045号 平成27年 2月 26食産第3602号 改正 3 日 平成27年 2月 改正 3 目 26生產第2536号 改正 平成27年 4月 9日 26食產第4697号 平成27年 4月 9日 26生產第3426号 改正 改正 平成27年 9月30日 27生産第1842号 最終改正 平成28年 4月 1日 27食 産 第 6086号 最終改正 平成28年 4月 1日 27生產第2872号 最終改正 平成28年 4月 1日 27政統第906号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

#### 強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。ただし、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1の 及び のメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、生産局長又は政策統括官が別に定めるところによるものとする。

#### 第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1の 及び のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

- 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分
- (1)予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。
  - ア 優先枠の取組に対するポイントの加算

次の(ア)から(ウ)までの取組のうち、優先枠の範囲内で別表 6 に定めるポイントを加算できるものとする。

- (ア)産地収益力の強化のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組
- (イ)産地収益力の強化のうち次世代施設園芸拠点整備の取組
- (ウ)産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組
- イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表 1 - 1 - から 5 までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

- (2)1事業実施計画当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。
  - ア 次世代施設園芸拠点整備の取組にあっては、1年度当たり10億円
  - イ アに掲げる取組以外のものにあっては、1年度当たり20億円
  - ウ ア及びイにかかわらず、要綱別表1の の事業実施主体の欄の1の(15)に掲げる中間 事業者及び同(16)に掲げる流通業者が要望できる1事業実施計画当たりの額にあっては、 それぞれ次のとおりとする。
  - (ア)中間事業者 5億円
  - (イ)流通業者 2.5億円
- (3)(1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、 当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、以下

のとおり配分するものとする。

- ア 要綱第2に定める政策目的のうち食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。
- イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順)に、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。
- (4)配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で 要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等(北海道にあっては生産局長及び政策統括官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が認める場合は、この限りではない。

#### 第2 評価結果の配分額への反映

交付金の配分における要綱第8の6に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。 ただし、平成23年度補正予算(第4号)及び平成24年度補正予算(第1号)に係る配分における要綱第8の6に基づく評価結果にあっては、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の6に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果 目標の達成度の過去5ヶ年の平均値(当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、 各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。)に基づき行 うものとする。
- 2 評価結果を反映した配分額は、都道府県からの交付要望額に、次の表の左欄に掲げる達成度 の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

#### 整備事業

達成度	乗 率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

#### 第3 前々年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するために、以下のとおり前々年度の 都道府県における交付金の不用額を都道府県からの交付要望額に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

不用ペナルティ査定額 = 都道府県からの交付要望額×不用額換算率

前々年度都道府県別不用額率 不用額換算率

5 %未満	100%
5 %以上20%未満	95%
20%以上40%未満	90%
40%以上	80%

(注)前々年度都道府県別不用額率=前々年度不用額/前々年度割当額×100

## 第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

#### 附 則

1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

## 附則

1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

## 附則

1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

## 附則

1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成24年2月8日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

## 附則

1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

## 附則

1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

#### 附則

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

## 附則

- 1 この通知は、平成26年7月7日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に関し、平成26年7月7日以降においては、第1の2の事業実施計画 について、事業実施主体が要望できる1事業実施計画当たりの上限要望額は3億円とすると ともに、第1の2の(1)のアの(ア)に定める産地競争力の強化のうち農畜産物輸出に向 けた体制整備の取組へのポイントの加算は行わないものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度補正予算に関し、第1の2の(1)のアの(イ)に定める産地収益力の強化のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組への優先枠の取組に対するポイントの加算は行わないものとする。

## 附則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、第3の規定については平成28年度予算成立日から適用する。

#### 附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別表  $1-1-\mathbb{Q}$ (産地収益力の強化に向けた総合的推進) 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表  $1-2-\mathbb{Q}$ のとおりとする。

メニュー ・	共同利用施設等 耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	類別 8	9					
新規需要米を除															
(.,))	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
上地利用型作物 (新 見需要米)	耕種作物小規模土地基盤整備	10	11	16											
2/11/	共同育苗施設	10	11	12	13	14									
	乾燥調製施設	10	11	12	13	14									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	10	11	12	13	14									
	農産物処理加工施設	10	11	15											
	集出荷貯蔵施設	10	11	12	13	14									
	産地管理施設	10	11	12	13	14									
	用土等供給施設	10	11	12	13	14									
	生産技術高度化施設	10	11	12	13	14									
	種子種苗生産関連施設	10	11	12	13	14									
	有機物処理・利用施設	10	11	16		-									
土地利用型作物(麦)	耕種作物小規模土地基盤整備	17	18	19	20	21	22	23	24	25					
- 37月111117777777777777777777777777777777	乾燥調製施設	17	18	19	20	21	22	25	<i>2</i> -1	20					
	乾燥調製貯蔵施設 穀類乾燥調製貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25							
									0.5						
	農産物処理加工施設	17	18	19	20	21	22	23	25						
	集出荷貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25							
	産地管理施設	17	18	19	20	21	22	23	25						
	生産技術高度化施設	17	18	19	20	21	22	23	24	25					
土地利用型作物(豆 (i)	耕種作物小規模土地基盤整備	26	27	28	29	30	31	32							
	乾燥調製施設	26	27	28	29	30	31	32							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32							
	農産物処理加工施設	27	28	32	33	34	35								
	集出荷貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32							
	産地管理施設	26	27	28	29	30	31	32							
	生産技術高度化施設	26	27	28	29	30	31	32							
上地利用型作物(主	乾燥調製施設	36	37	38	39	40	41	42							
要農作物種子、雑豆 なび落花生の種子)	穀類乾燥調製貯蔵施設	36	37	38	39	40	41	42							
	種子種苗生産関連施設	36	37	38	39	40	41	42							
田作物・地域特産物	共同育苗施設	43	44	45	46	47	48	49	50	51	54	55			
(いも類)	産地管理施設	43	44	45	49	50	51	52	53	54	55				
	農産物処理加工施設	43	44	45	46	47	48	49	50	51	54	55			
	集出荷貯蔵施設	43	44	45	49	50	51	52	53	54	55				
	農作物被害防止施設	43	44	51	52	53	54	55		V1					
	種子種苗生産関連施設		44		46	47	48		50	51	52	53	54	55	
		43		45				49		91	υ∠	อง	04	ეე	
	生産技術高度化施設	43	44	45	49	50	51	54	55						
	有機物処理・利用施設	46	47	48	49	51	52	53							
作物・地域特産物  甘味資源作物		56	57	58	59	61									
	農産物処理加工施設	56	57	58	60	61	62	63	64						
	種子種苗生産関連施設	56	57	58	59	60									
	生産技術高度化施設	56	57	58	60	61									
田作物・地域特産物 (茶)	耕種作物小規模土地基盤整備	65	66	70	74	78	79	83							
(ボ)	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	67	69	71	75	76	78	80	81	83					
	工機				1				1					I	

	加工機															
	集出荷貯蔵施設	68	73	77	78	81										
	産地管理施設	65	66	70	71	74	78	79								
	生産技術高度化施設の	65	66	70	71	74	78	79								
	うち栽培管理支援施設															
	農作物被害防止施設のうち防霜施 設、病害虫防除施設	66	67	70	71	74	78	79	82	83						
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	共同育苗施設	84	85	86	87	89										
	乾燥調製施設	84	85	86	87	89										
	農産物処理加工施設	84	85	86	87	88	89									
	集出荷貯蔵施設	84	85	86	87	89										
	産地管理施設	84	85	86	87	88	89									
	生産技術高度化施設	84	85	86	87	89										
 畑作物・地域特産物	   耕種作物小規模土地基盤整備	90	91	92	93	94	96	98	99							
(その他)	共同育苗施設	90	91	92	93	94	96	97	99							
	乾燥調製施設	90	91	92	93	94	96	97	99							
	農産物処理加工施設	91	92	93	94	95	96	100	101							
	集出荷貯蔵施設	90	91	92	93	94	96	97	99							
	産地管理施設	90	91	92	93	94	96	98	99							
	生産技術高度化施設	90	91	92	93	94	96	98	99							
 果樹	<b>耕種作物小規模土地基盤整備</b>	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113					
· [ = 169	共同育苗施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113					
	農産物処理加工施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113					
	集出荷貯蔵施設	102	103	104	105	107	107	100	110	114	113					
	産地管理施設					107		109	110							
		102	103	104	105		107		110	113						
	農作物被害防止施設	103	108	109	110	111	112	113	100	110	110	114	115			
	生産技術高度化施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113	114	115			
	種子種苗生産関連施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113					
	有機物処理・利用施設	102	103	105	106	107	108	100	100	110	110					
ma tte	農業廃棄物処理施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113					
野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	116	117	118	119	120	121	122	123							
	共同育苗施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126						
	農産物処理加工施設	116	117	118	119	120	121	122	123							
	集出荷貯蔵施設	116	117	119	120	121	122	123	127							
	産地管理施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126						
	農作物被害防止施設	117	121	122	124	125	126									
	生産技術高度化施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126	127	128				
	種子種苗生産関連施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126						
	有機物処理・利用施設	116	117	118	119	120	121									
	農業廃棄物処理施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126						
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	129	130	131	132	133	134	135	136							
	共同育苗施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139						
	農産物処理加工施設	129	130	132	133	134	135	136								
	集出荷貯蔵施設	129	130	132	133	134	135	136								
	産地管理施設	129	130	131	132	133	134	135	136	137						
	用土等供給施設	129	130	131	132	133	134	135	136							
	農作物被害防止施設	130	134	136	137	138	139									
	生産技術高度化施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139	140	141				
	種子種苗生産関連施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139						
	有機物処理・利用施設	129	130	131	132	133	134	135								
	農業廃棄物処理施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139						
環境保全型農業(注) 1	耕種作物小規模土地基盤整備	142	143													
1	共同育苗施設	143	144													
												i —		1	1	1

	農作物被害防止施設	143	144		[											[
	種子種苗生産関連施設	143	144													
	有機物処理・利用施設(地域資源 肥料化処理施設を除く。)	142	143													
	有機物処理・利用施設のうち地域 資源肥料化処理施設	142	143	145												
畜産周辺環境影響低	浄化処理施設	146	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165
減 (注) 2		166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
		181	182													
	脱臭施設	147	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165
		166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
		181	182													
国産原材料サプライチェーン構築 (注)	耕種作物小規模土地基盤整備	148														
3	共同育苗施設	148														
	乾燥調製施設	148														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	148														
	農産物処理加工施設	148														
	集出荷貯蔵施設	148														
	産地管理施設 	148														
	農作物被害防止施設	148														
	生産技術高度化施設	148														
	種子種苗生産関連施設 畜産物処理加工施設	148														
	家畜飼養管理施設	148														
 青果物広域流通シス		149														
未初広域に通ッス  テム構築(注) 4	来山彻灯 <u>敞</u> 加似	143														
畜産生産基盤育成強 化(注)5	畜産物処理加工施設	150	151	153	154	155	156	171	172	175	176	180	181	183		
	家畜飼養管理施設	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166
		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181
		182	183													
家畜改良増殖	家畜改良増殖関連施設(牛肉) 家畜改良増殖関連施設(豚肉)	184	185	186	187	192										
	家畜改良増殖関連施設(鶏肉)	193	194	195	196	132										
	家畜改良増殖関連施設(鶏卵)	197	194	199	200											
	家畜改良増殖関連施設(馬及び特	201	202	203	204											
	用家畜)															
飼料増産	飼料作物作付条件整備 	205	206	207	208	209	210	211	212	213						
	放牧利用条件整備	205	206	207	208	209	210	211	212	213						
	水田飼料作物作付条件整備 家畜飼養管理施設	205	206	207	208	209	210	211	212	213 213						
	家	205	206	207	208	209	210	211	212	213						
飼料増産(地域未利用 資源の飼料利用)		214	215	216	217	209	210	211	212	213						
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	218	219	220	221											
	家畜市場	222	223	224												
	食鳥処理施設	225	226	227												
	鶏卵処理施設	228	229	230	231											
	耕種作物共同利用施設整備	232														
た体制整備(注) 6	畜産物共同利用施設整備	232														
「強み」のある産地	小規模土地基盤整備	233	234	235												
	飼料作物作付及び家畜放牧等条件 整備	233	234	235												
	耕種作物共同利用施設整備	233	234	235												
																1

次世代施設園芸拠点 整備	農作物処理加工施設	236	237							
	集出荷貯蔵施設	236	237							
	生産技術高度化施設	236	237							
	種子種苗生産関連施設	236	237							

- (注) 1:環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、145を必須とし、142又は143の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
  - 2:畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
  - (1) 浄化処理施設を整備する場合は、146を必須とし、152から182の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
  - (2) 脱臭施設を整備する場合は、147を必須とし、152から182の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
  - 3:国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は148を必須とし、当該施設で取り扱う作物等(野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物及び畜産物)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
  - の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。 4:青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は149を必須とし、当該施設で取り扱う作物(野菜及び果樹)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
  - 5: 畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
  - 6: 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、232を必須とし、対応するメニュー(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備)及び整備する施設(食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。)に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
  - 7:「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合は、233を必須とし、234又は235の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

# 別表1-1-② (産地合理化の促進)

各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表1-2-②のとおりとする。

メニュー	共同利用施設等								類別					
穀類乾燥調製貯蔵	乾燥調製施設	1	2	3	4	5								
施設等再編利用(注)1	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5								
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5								
集出荷貯蔵施設等	集出荷貯蔵施設	6												
再編利用(注)2	農産物処理加工施設	6												
設等再編利用(注)	農産物処理加工施設のうち荒茶 加工機	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17			
3	農産物処理加工施設のうち仕上 茶加工機	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
食肉等流通体制再編整備(注)4	家畜市場	18												
神・金川 (注) 4	食鳥処理施設	19												
	鶏卵処理施設	19												
国内産糖・国内産 いもでん粉工場再	国内産いもでん粉工場再編整備	20	21	22	23									
編合理化	国内産いもでん粉工場の合理化	20	21	22	23									
	国内産糖工場再編整備	24	25	26	27									
	国内産糖工場の合理化	24	25	26	27									
乳業再編等整備	効率的乳業施設整備	28	29	30	31									
	集送乳合理化等推進整備のうち 大型貯乳施設整備	32	33	34	35									
	集送乳合理化等推進整備のうち 需給調整拠点施設整備	36	37	38										

- (注) 1:穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は1から5の中から成果目標を1つ、別表1-2-①の当該施設で取り扱う作物(稲、麦、大豆等) の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
  - 2:集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は6を必須とし、別表1-2-①の当該施設で取り扱う作物(野菜、果樹及び花き)の成果目標から1つ、 合計2つの成果目標を立てること。
  - 3:農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は7を必須とし、8から17までの中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
  - 4:食肉等流通体制再編整備のうち家畜市場の再編を行う場合は18、食鳥処理施設又は鶏卵処理施設の再編を行う場合は19を必須とし、別表1-2-①の食肉等流通体制整備の成果目標のうち当該施設に対応したものから1つ、合計2つの成果目標を立てること。

## 別表1-1-3 (産地リスクの軽減)

各メニューの整備内容は、以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表1-2-③のとおりとする。

メニュー	共同利用施設等						類別				
地球温暖化対策(気	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2								
候変動リスク軽減)	産地管理施設	1	2								
	農作物被害防止施設	1	2								
	生産技術高度化施設	1	2								
	種子種苗生産関連施設	1	2								
地球温暖化対策(土 壌劣化リスク軽減)	耕種作物小規模土地基盤整備	3	4								
壊劣化サヘク 軽減)	用土等供給施設	3	4								
	生産技術高度化施設	3	4								
	有機物処理・利用施設	3	4	5							
資材高騰等のリス ク軽減 (注)	耕種作物小規模土地基盤整備	6	7								
ク 軽似(仕)	産地管理施設	6	7	8	9						
	生産技術高度化施設	6	7	10							

	有機物処理・利用施設(地域資源肥料化処理施設を除く。)	11	12							
	有機物処理・利用施設のうち地 域資源肥料化処理施設	11	12	13						
	油糧作物処理加工施設	14	15							
	バイオディーゼル燃料製造供給施設	16	17							
環境保全(小規模公害防除)	耕種作物小規模土地基盤整備	18	19							
環境保全(農業廃 棄物の再生処理)	農業廃棄物処理施設	20	21							

## (注)

- 1 資材高騰等のリスク軽減の取組で産地管理施設のうち土壌診断関連の施設を整備する場合は8又は9を必須とし、6又は7の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。 2 資材高騰等のリスク軽減の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、13を必須とし、11又は12の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

# 別表1-2-① (産地収益力の強化に向けた総合的推進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物(メニュー)の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
代替できるもの ・ 各都道府県か	とする。 ジ策定す	上記等の整備を行う場合は、各都道府県1事業実施計画に限り、成身 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント ている、又は位置づけられることが確実であること
		雄族者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を に基づく指導を行うこと	と冊来り切ここでに、冊瓜貝が区前とუ雌にした相等刀軒を郁趄
	ポイン ・戦略 ①担 ・・	調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必す ト満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、 的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、 い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織への ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下のいずれかを選択するものとする。 )サイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 ・・・・・・5ポイント
	1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複
	2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又 は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農 業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費縮減に 資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
	3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又 は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農

		業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間縮減 に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
4	・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の 指標を分析)の結果、①食味値②アミロース値(%)③タンパク 値(%)④その他①~③と同程度の品質向上指標、のうち2項目 以上が、前年産(又は前5中3)より改善されているとともに、 タンパク値(%)について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前 5 中 3 ) と比較して0.1ポイント以上低い。
	2つの項目に反映する場合・・・・・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・2ポイント	
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする) 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に 取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される 農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計) の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計)の割合を1ポイント以上増加。	農業者割合が1%以上。 35%以上・・・・・・・・・5ポイント

	40ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント	1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	
	10ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の	
	成果目標を選択することはできない。	
8	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が4
	の値と比べて6ポイント以上改善。	上。
	10ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント	80%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	9ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント	70%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	8ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント	60%以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	7ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント	50%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
	6ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	40%以上・・・・・・・・・・・1 ポイント
	又は	又は
	・事業実施地区における下位等級指数 (1等以外の数量を全出荷	
	量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。	『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し
	事業実施年度の前7中5平均の値と比べて	や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に
	5割以上削減・・・・・・・・・・・10ポイント	いて実施している場合・・・・・・・・5ポイント
	4割以上削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し
	4 割以上削減・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	『負行 秋培より作期を建らせる遅恒 秋培』又は『かけ流り    や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等
	2割以上削減・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント	
		いて実施している場合・・・・・・・・3ポイント
	1割以上削減・・・・・・・・・・・2ポイント	※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を過 な場合は、類別のの現況値のきた京児院会社策な選択する。
		た場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択する
		はできない。
9	・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合は	・事業実施地区における高温耐性品種(複数品種がある場
	その合計)の作付割合を1ポイント以上向上。	その合計)の作付割合が1%以上。
	5ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント	5%以上・・・・・・・・・・・5ポイント
	4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント	4%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	3ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント	3%以上・・・・・・・・・・・3ポイント
	2ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント	2%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
	1ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	又は	又は
	・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合は	・産地単位の取組として、高温障害対策について
	その合計)の作付割合を1ポイント以上向上。	『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し
	5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント	や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等は
	4ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント	  いて実施している場合・・・・・・・・5ポイント
	3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント	┃ ┃『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し
	2ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に
	1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント	  いて実施している場合・・・・・・・・3ポイント
	かつ、	   ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を過
	・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに	  た場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択する
	『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や	
	適正施肥等の営農技術』を実施する場合	-
	・・・・・・・5ポイント	
	『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や	
	適正施肥等の営農技術』を実施する場合	
	地上旭ル寺の召展以内』で天旭りる物口 ・・・・・・・3ポイント	
	※ (独) 農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試	
	験場において、高温耐性を有する品種(もしくは登熟期に高温に	
	遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、	
	従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米	
	比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。	

土地利用型作物 (新規需要米) う。以下同じ。

- ※新規需要米と ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に

	る面積割合が4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種(知事特認品種を含む。)の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12の 成果目標を選択することはできない。	は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント		
	15	・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当たりに換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取組開始年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	16	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。     125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用米向けに育成された多収性の専用品種 (知事特認品種を含む。) によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(麦)	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系(作付面積比率が25%以上)へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・5ポイント ※作付面積比率=A/B A:事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種(もしくは上位1麦種)を除いた作付面積の合計 B:事業実施地区における麦作付面積 ・人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・3ポイント				
	17	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	18	・裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント			

	9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・4 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・2 ポイント	8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・1ポイント
19	・10 a 当たり物財費を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平 均値を用いることも可とする。 又は、・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又 は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農 業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費縮減に 資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
20	・10 a 当たり労働時間を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平 均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又 は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農 業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に資する取 組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
21	・国内産小麦の加工適性試験 (100点満点) において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
22	・事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	割合が 9 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
23	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避(高水分収穫)、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、 麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。	象情報の活用によって雨害の回避(高水分収穫)、収穫順序の 決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付

	24	20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	25	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土地利用型作物 (豆類)	26	・豆類の上位等級(1、2等)比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率(前5中3)が</li> <li>全国平均値(前5中3)と比較して3ポイント以上。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	27	・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年(前5中3)と比較して3ポイント以上向上。(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。)  15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	28	・豆類の単収が事業開始前年(前5中3) と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収(前5中3)が当該都道府 県の平均単収(前5中3)と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント

	8%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	120.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント	114.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
29	・豆類の作付面積が事業開始前年(前5中3)と比較して2%以上増加。	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年(前5中3)と比較して1%以上。
	10%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
	8%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	35%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	2%以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
30	・豆類の10 a 当たり物財費を6%以上削減。	    ・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり物財費の問
30		減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。
	18%以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	
		22%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	18%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	14%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	6 %以上・・・・・・・・・・・・・2 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
		6%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
31	・豆類の10 a 当たり労働時間を7%以上削減。	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時間の
	15%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。
	13%以上・・・・・・・・・・・8ポイント	15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	11%以上・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	13%以上・・・・・・・・・・・4 ポイント
	9%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	11%以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	7%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	9%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
		7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
32	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く) の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以 上増加。	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除くの作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。
	20ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント	15.0%以上・・・・・・・・・5 ポイント
	16ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント	12.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	7.5%以上・・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	5ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	5.0%以上・・・・・・・・・・・1 ポイント
	※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成	
	10年以降に育成された豆類の品種をいう。	
	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている
33	国産豆類の契約栽培比率(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、 当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前	国産豆類の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の 前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前	前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合) が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合) が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合) が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合) が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。         50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。         50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
33	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。
	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。	前年の割合が30%以上。
	当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前年の割合が30%以上。

		20ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	6 ポイント以上・・・・・・・・2 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・1 ポイント
	35	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の 国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該 県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
土地利用型作物 (主要農作物種 子、雑豆及び落 花生の種子)	36	<ul> <li>事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の合格率が4ポイント以上向上。</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数</li> <li>5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
		※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント、又は合格率が100%・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	37	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	38	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産に要する10 a 当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10 a 当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。</li> <li>〈稲&gt;</li> <li>35 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

		<麦>         6 h未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		12 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
39	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
40	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。
41	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合が2%以上。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
42	・①から③のうちいずれかひとつの取組を選択する。	・①から④のうちいずれかひとつの取組を選択する。
	①主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	させる。	70%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		10名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	去5年間における原原種は、原種は及び指定種子生産は場の面
畑作物・地域特産物(いも類)	43	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。</li> <li>12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	44	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	45	【でん粉原料用以外】         ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。         14ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	46	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価(全用途の加重平均)を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価(全用途の加重平均)が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	47	【でん粉原料用】         ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。         7.0ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	48	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法	・平均的な製造コスト(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第35条第3号の事業の合理

	その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト)を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。) より 1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
49	【共通】 ・10 a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり物材費が都道府県又は地域の前 5 中 3 と比較して 0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
50	<ul> <li>【共通】</li> <li>10 a 当たり労働時間を2.6%以上削減。</li> <li>13.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・10 a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
51	<ul> <li>【共通】</li> <li>・10 a 当たり単収を2.4%以上増加。</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
52	【共通】         ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。         0.1%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。</li> <li>1.8%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
53	【共通】         ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g当たり)を5%以上低減。         25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が70シスト以下。</li> <li>50シスト以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
54	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあっては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	40%以上・・・5ポイント 32%以上・・・4ポイント 26%以上・・・3ポイント

		又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 38ポイント以上・・・8 ポイント 36ポイント以上・・・6 ポイント 33ポイント以上・・・4 ポイント 30ポイント以上・・・2 ポイント	
	55	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (甘味資源作物)	56	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における10 a 当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部(以下「統計部」という。)が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	57	<ul> <li>収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	58	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	59	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※でん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

		50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	60	・糖度が1%以上上昇。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	61	9%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して1%以上短い。</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
		<ul> <li>【さとうきび】</li> <li>・10 a 当たり労働時間を6%以上削減。</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	62	<ul> <li>製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。</li> <li>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。
	63	<ul> <li>トン当たり製造コストを2%以上削減。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	64	<ul> <li>販売金額又は販売数量を3%以上増加。</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
日作物・地域特 (物 (茶)	65	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

66	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等 のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数 とする。) 33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 27以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
67	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。)  22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
68	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
69	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均 販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の 荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
70	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる 品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、 本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8%以上増加。 (なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
71	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>契約取引量指数の直近値が7以上。</li> <li>42以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
72	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内 の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量 で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</li> <li>25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
73	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。 (なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。) 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
74	・10 a 当たり生産コスト (費用合計)を直近値の6%以上低減。         18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり生産コスト (費用合計) の過去3年間の低減率3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	(なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。) 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
76	・産物 1 kg当たり労働時間を直近値の 2 %以上低減。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物 1 kg当たり労働時間の過去 3 年間の低減率が 1 %以上。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
77	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 (ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
78	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要品種指数が75以下。         50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
79	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19以上・・・・・・・・・・・・4ポイント
80	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
81	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>直近の主要茶種指数が66以下。</li> <li>50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

	82	11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	83	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。  5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (いぐさ・畳表)	84	<ul> <li>高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	85	<ul> <li>・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。</li> <li>11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</li> <li>4.0ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント3.2ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント2.4ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント1.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	86	・畳表一枚当たり(ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10 a 当たり)労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・畳表一枚当たり(ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から 乾燥までの施設にあっては10 a 当たり)労働時間が県平均と比 較して1%以上短い。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	87	<ul> <li>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	88	<ul> <li>・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。</li> <li>28ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>17ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と 比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・1ポイント

	89	<ul> <li>・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。</li> <li>26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
畑作物・地域特産物 (その他)	90	・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	91	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	92	・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に 新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	93	・10 a 当たりの生産コスト (物財費) を 5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たりの生産コスト(物財費)が、統計部、地方自治体 又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して 100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	94	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。72%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例 の平均(5.0h/10a)と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		114%以下・・・・・・・・・・・・1ポイント
95	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	う。
96	<ul> <li>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>現状の搾油歩留まりが25%以上。</li> <li>37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
97	<ul> <li>・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。</li> <li>13ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品) 比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
98	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
99	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	100	100%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	101	<ul> <li>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。</li> <li>35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	102	<ul> <li>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	103	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。  38.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	104	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品 種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振
	105	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	106	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販	

	売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
107	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。  33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
108	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を 3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
109	<ul> <li>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向にの割合が3%以上。  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
110	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を 1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。
111	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前

		※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を 計上した年度をいう。	及び5年前の平均値との比較とする。
	112	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	113	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。     20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別112
	114	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	115	<ul> <li>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</li> <li>50%・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント</li> <li>40%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	※当該類別については、新規導入品目に限る
野菜	116	<ul> <li>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	117	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜(地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	118	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」

	15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
119	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの 集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道 府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
120	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
121	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。	以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
122	<ul> <li>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。</li> <li>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
123	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け 出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	1ポイント以上・・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標 を選択することはできない。	5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
124	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。) 発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
125	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」 又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府 県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
126	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府 県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
127	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
128	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※当該類別については、新規導入品目に限る。
129	<ul> <li>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

130	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種(次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。)の出荷割合を3ポイント以上増加。  ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種(新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。)  ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
131	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
132	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	集出荷・販売経費 (卸売手数料を除く。)) が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。  100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
133	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
134	<ul> <li>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別141 の成果目標を選択することはできない	3%以上・・・・・・・・・1ポイント
135	<ul> <li>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。</li> <li>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、</li> <li>全国値に対して3ポイント以上高い。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・5ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・4ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
136	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が 5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
137	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
138	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
139	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
140	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	141	<ul> <li>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</li> <li>50%・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント</li> <li>40%・・・・・・・・・・・・・・・・12ポイント</li> <li>30%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全型農業	142	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	143	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。)に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計)の割合を5ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む 農業者割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	144	<ul> <li>・販売金額又は販売数量を3%以上増加。</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	145	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。70ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	取扱数量の割合が1%以上
畜産周辺環境影 響低減	146	・現行の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素量を100mg以上低減。 800mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント 600mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12ポイント 400mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		200mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	147	・規制悪臭物質22物質のうち、畜産関連9物質を1物質以上現行量から90%以上除去。 9物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
国産原材料サプライチェーン構築	148	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が 策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向け た取組であることとする。
青果物広域流通システム構築	149	・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が 策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に 向けた取組であることとする。
畜産生産基盤育 成強化	150	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	151	<ul> <li>・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。</li> <li>65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出 荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

152	【生乳】 ・1頭当たり乳量を3%以上増加。	・直近3年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府県 平均値と比較して102%以上。
	7%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 /0 妖工	102/09/1
153	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
154	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
155	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の初産月齢の平均値が都道府県の平均と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
156	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
157	<ul> <li>【牛肉】</li> <li>・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。</li> <li>1.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>1.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
158	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の 均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

159	<ul> <li>【牛肉】</li> <li>・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。</li> <li>5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・直近3年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別158 及び165の成果目標を選択することはできない。	
160	【牛肉】         ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率((分娩頭数-出荷頭数)         /分娩頭数) を4.2%以上低減。         9.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都道所の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
161	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府県の 均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
162	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ(標準偏差)を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ 準偏差)と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
163	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあっては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭3 り、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの生産コス 平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
164	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肥育にあっては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当り、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの労働時間の均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	3.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
166	<ul> <li>【豚肉】</li> <li>・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が</li> <li>1.5ポイント以上増加。</li> <li>3.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。  145.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
167	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府 県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
168	<ul> <li>【豚肉】</li> <li>・養豚における事故率 ((分娩頭数-出荷頭数) / 分娩頭数) を24</li> <li>%以上低減。</li> <li>56%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・直近3年の当該地区の事故率 (出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
169	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の 平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
170	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の 平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
171	【豚肉】 ・肥育豚 1 頭当たり生産コストを 6 %以上削減。	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
172	【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の 平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

	21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
173	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率(49日齢時における生存羽数/鶏群のえ付け羽数)が0.2ポイント以上増加。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と 比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 111%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
174	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道 府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
175	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
176	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。     23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
177	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。
178	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と 比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

179	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。	・直近3年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値 比較して102%以上。
	1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	122%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント	117%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	0.65%以上・・・・・・・・・・・6ポイント	112%以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	0.45%以上・・・・・・・・・・・4ポイント	107%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	102%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別178	
	及び183の①の成果目標を選択することはできない。	
180	【鶏卵】	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの
	・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。	均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。
	19%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	88.0%以下・・・・・・・・・5ポイント
	16%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	90.5%以下・・・・・・・・・4ポイント
	13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93.0%以下・・・・・・・・・3ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	95.5%以下・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	************************************	96.0%以下・・・・・・・・・・1 ハイント
	並びに183の②及び③の成果目標を選択することはできない。	
181	【鶏卵】	    ・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平
101	・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。	値が都道府県の平均値と比較して98%以下。
	23%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	78%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	83%以下・・・・・・・・・・・4ポイント
	18%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	88%以下・・・・・・・・・・・3ポイント
	15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	93%以下・・・・・・・・・・2 ポイント
	13%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	98%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別180	
	並びに183の②及び③の成果目標を選択することはできない。	
182	【鶏卵】	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の
	・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。	均値と比較して102%以上向上。
	1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント	110%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント	108%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	0.65%以上・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	106%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント
	0.45%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	104%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント
	0.25%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	102%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
183	以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。	・畜産に係る地域の収益力向上のために、生産者、行政機関
	①受益農家の生産額を3%以上増加。	び畜産支援組織・関連企業等による一体的な取組を行って
	7%以上・・・・・・・・・・10ポイント	
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	畜産クラスターを組織して取り組んでいる・5ポイント
	5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・4ポイント	  ※なお、畜産クラスターとは、生産者、行政機関及び畜産支
	3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総はお、留産ケノスケーとは、生産者、行政機関及い留産メ 組織・関連企業等が有機的に連携・結集したものであり、 業内容が地域の収益力向上に向けた取組の一環であること
	②受益農家の家畜1頭(ブロイラー・採卵鶏の場合100羽)当た	
	りの生産コストを8%以上削減。	
	13%以上・・・・・・・・・・10ポイント	
	12%以上・・・・・・・・・・8ポイント	
	11%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント	
	9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	③受益農家の家畜1頭(ブロイラー・採卵鶏の場合100羽)当た	
	りの労働時間を9% 以上削減。	
	26%以上・・・・・・・・・・10ポイント	
	21%以上・・・・・・・・・・8ポイント	
	17%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	
	13%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	9%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	
	※一つの取組において、①の成果目標を選択した場合は、類別	

		150、156及び179を、②又は③の成果目標を選択した場合は、類別153、154、163、164、171、172、175、176、180及び181を選択することはできない。	
家畜改良増殖	184	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績(日齢枝肉重量(g)または1日平均増体量(kg))の平均値が直近年度以前の過去2年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。 日齢枝肉重量 1日平均増体量 10.0%以上・・5ポイント 20.0%以上・・5ポイント 8.0%以上・・4ポイント 16.0%以上・・4ポイント 6.0%以上・・3ポイント 12.0%以上・・3ポイント 4.0%以上・・2ポイント 8.0%以上・・2ポイント 2.0%以上・・1ポイント 4.0%以上・・1ポイント 2.0%以上・・1ポイント 4.0%以上・・1ポイント スは、・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価(日齢枝肉重量(g))が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0%以上増加。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	185	【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。</li> <li>5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	186	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価(日齢枝肉重量(g))が 県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5%以上短縮。 (初産月齢) 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(分娩間隔) 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	187	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産(家畜改良に資するものに限る)を行い、年間出荷量(kg)が0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	

	1.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
188	【豚肉】 ・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。)を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント
189	【豚肉】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。)の一腹当たりに係る生産量(産肉量)又は飼養頭数を4%以上増加。8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	養頭数に対して4%以上多い。
190	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数を5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数について、都道府 県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5%以上多い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
191	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して3%以上少ない。</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
192	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり労働時間を6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上少ない。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
193	<ul> <li>【鶏肉】</li> <li>・能力(飼料要求率、49日齢時体重等)が現在値に対して1.0%以上向上。</li> <li>2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・能力について都道府県が独自に設定した値に対して1%以上高い。</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
194	【鶏肉】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上 に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量(産肉量)について都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。 65%以上・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

	以下【鶏肉】において同じ。)の飼養羽数又は生産量(産肉量)が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
195	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
196	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。	11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
197	【鶏卵】 ・能力 (飼料要求率、年間産卵量等) が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・能力(飼料要求率、年間産卵量等)について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
198	【鶏卵】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。)の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25%以上・・・・・・・・・5ポイント
199	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
200	の成果目標を選択することはできない。 【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも %以上削減。

	減。     11.5%以上・・・・・・・・・・・10ポイント     10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
201	【特用家畜のうち地鶏等の家きん】 ・当該家畜(当該銘柄(事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。))の飼養羽数又は生産量(産肉量)が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産量(産肉量)の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合
	<ul> <li>【馬及び特用家畜】</li> <li>・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量(産肉量)が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>【馬】</li> <li>・現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。</li> <li>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
202	<ul> <li>【馬】</li> <li>・馬の生産技術(生産率)を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。</li> <li>2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜(当該銘柄)の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
203	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜(当該銘柄)の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。  12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。         25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産	205	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平 均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村 平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	206	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	%以上。 134.0%以上・・・・・・・・5ポイント
	207	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を4ポイント以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100%以下。
	208	4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して 100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	209	<ul> <li>・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率を2ポイント以上増加。</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率が都道府県又は市町村の平均と比較して100%以上 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	210	<ul> <li>・受益農家の生産額を3%以上増加。</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・受益農家の平均生産額が県又は市町村平均と比較して100%以上。     110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	211	・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストが県又は市町村の平均と比較して98%以下。</li> <li>90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	212	・受益農家における飼料コスト (濃厚飼料相当の飼料購入費)を 1 ポイント以上削減。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産(地域 未利用資源の飼 料利用)	214	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国
	215	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率(ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値(ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。)の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	216	・受益農家における飼料コスト (濃厚飼料相当の飼料購入費) が、 直近の全国の数値 (ただし、地域で算出され飼料コストの数値を 用いても可。) の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)</li> <li>が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。</li> <li>96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	217	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント

食肉等流通体制 【牛肉・豚肉】 ・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭 218 整備 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数(牛及び馬は1 数が560頭以上。 頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)を10 また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理 %以上增加。 頭数を加えるものとする。 ただし、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1 (平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算) ÷稼働日数( 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、 245日)) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に 1,400頭以上・・・・・・・・・5ポイント 規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 1,120頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同 910頭以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント じ。) 以外において事業を実施する場合及びハラール認証(イス 700頭以上・・・・・・・・・・2 ポイント ラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定 560頭以上・・・・・・・・・1 ポイント マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの 平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。 行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合以外は、 目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上である また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1 こととする。 日当たり平均処理頭数が15頭以上。 30%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 35頭以上・・・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・8ポイント 30頭以上・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 25頭以上・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20頭以上・・・・・・・・・・2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 15頭以上・・・・・・・・・1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数(肥 育豚換算)が1,120頭以上。 (平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算)÷稼働日数(24 5日)) 1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1,540頭以上・・・・・・・・・・8 ポイント 1,400頭以上・・・・・・・・・・・6ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・・4 ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・2 ポイント 219 【牛肉・豚肉】 ・事業実施主体が直近5年間に牛肉又は豚肉に関しての輸出実 ・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向け |績があること・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント の牛及び豚のと畜頭数の割合を1%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する ・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計 牛及び豚の頭数に限る。 (ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。) ①HACCP等認定を取得していること・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協 4%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 議会の構成員であること・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参 加したことがあること・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標 | ④牛肉又は豚肉を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関す る商談会等に参加したことがあること・・1 ポイント を選択することはできない。 ⑤輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・1ポイント 【牛肉・豚肉】 ・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理 220 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上コストが、 削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、 修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必 21,600円以下 ・・・・・・・・ 5 ポイント 要な経費を計上) 22,950円以下 ・・・・・・・・・4 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 24,300円以下 ・・・・・・・・ 3 ポイント 25,650円以下 ・・・・・・・・2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 27,000円以下 ・・・・・・・・1 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 2 豚の場合 2,400円以下・・・・・・・・5 ポイント 2,550円以下・・・・・・・・・・4ポイント 2,700円以下・・・・・・・・・3 ポイント 2,850円以下・・・・・・・・・・2 ポイント 3,000円以下・・・・・・・・・1ポイント

221	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、</li> <li>1 牛の場合</li> <li>58.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
		2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		又は、 ・ハラール認定の取得に向けた取組を行っている施設であっ て、牛専用の施設であること。・・・・・・ 5 ポイント
222	【家畜流通】         ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。         25.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引 頭数とする。 11,000頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※ただし、中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上であれば5ポイント。また、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば5ポイント。
223	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。</li> <li>36回以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
224	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
225	【鶏肉】 ・鶏もも肉 1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	5.0%以上・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・1ポイント
	226	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家全体の年間出荷羽数が125万羽以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。) 625万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	227	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。</li> <li>11.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	228	【鶏卵】 ・鶏卵 1 kg 当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	229	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。)</li> <li>61トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	230	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。(処理コスト: 労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	231	<ul> <li>【鶏卵】</li> <li>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。</li> <li>1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>0.8ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農畜産物輸出に 向けた体制整備 ※本成果目標中 において、 ①HACCP等 認定とは、食品	232	<ul> <li>・以下の①から⑥の中から1つ選択するものとする。</li> <li>①輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合。</li> <li>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・以下の①~⑧の中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

の製造過程の管 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント (例) 台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 理の高度化に関 ②新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合、輸出向けの出荷 米国向け梨の生産地域の指定等・・・・5ポイント 量又は出荷額の当該品目全体に占める割合(畜産物にあっては、 する臨時措置法 (平成10年法律 年間輸出量) ③HACCP等認定を取得していこと・・・・4ポイント 12% (20トン) 以上・・・・・・・・10ポイント 第59号) に基づ 9% (15トン) 以上・・・・・・・・9ポイント く高度化計画及 ④ハラール認証を取得していること・・・・4ポイント 6% (10トン) 以上・・・・・・・・8ポイント び高度化基盤整 3% (5トン) 以上・・・・・・・・7ポイント 備計画の認定と ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協 L, 輸出実績があること・・・・・・・・・6ポイント 議会の構成員であること・・・・・・・3ポイント ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出 ②ハラール認証 とは、イスラム を行う場合は輸出を行う場合は輸出向けの出荷量。 ⑥輸出対象品目を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参 加したことがあること・・・・・・・2ポイント 諸国への輸出に 5.00トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 要求されるハラ 3.75トン以上・・・・・・・・・・・9ポイント 2.50トン以上・・・・・・・・・・8ポイント ⑦輸出対象品目を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関す ール認定マーク の表示をされた 1.25トン以上・・・・・・・・・・・ 7ポイント る商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント 食品を製造する 輸出実績があること・・・・・・・・・6ポイント 施設としてハラ ③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得していること ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・6ポイント ・・・・1ポイント ール認証を行う 機関による認証 ④ハラール認証を取得していること・・・・・6ポイント とする。 ⑤対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食安発032 9第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・ 農林水産省消費安全局長通知)により定められた対EU輸出食肉 の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・・・・・・・・・・6ポイント ⑥輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録、選果 技術員等の登録を実施していること・・・・5ポイント ⑦上記の③、④、⑤、⑥の認定等を要さない輸出先国への出荷体 制の整備・・・・・・・・・・・・3ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算(ただし、ポイ ントの合計は10ポイントを上限とする。また⑨、⑩、⑫及び⑬に ついては、上記①又は②の目標を選択した場合のみ加算できる。) ⑧HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を取 得・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ⑨施設整備により輸出先国(産地食肉センターの整備であって、 EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU を1カ国としてカウントする。以下同じ。)を追加(新規の取組の 場合、2カ国目以降)・・・・(1カ国につき) 1ポイント ⑩施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目目 以降)・・・・・・・・(1カ国につき) 1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウント する。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目と してカウントし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1 品目としてカウントする。 ⑪輸出先国開催の商談会等に参加・・・・・1ポイント ⑫和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(平成19年3 月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知)に基づき、 和牛と表示できる牛肉の輸出を含んだ取組であること ・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ⑬公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4 等級以上の牛肉の輸出を含んだ取組であること・1ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 110,123,136及び219の成果目標を選択することはできない。 「強み」のある 対象品目の販売額(対象品目及びその加工品の販売額合計のこ 以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 233 ①計画に規定する生産者及び実需者の合計が3者以上 産地形成に向け とをいう。以下同じ。)が10%以上増加。 14%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 7者以上・・・・・・・・・・10ポイント た体制整備 13%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6者以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5者以上・・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4者以上・・・・・・・・・・4ポイント

234

・対象品目の販売額のうち導入する新品種等の占める割合が10% ②育成者権、商標など知的財産ブランド保護を図る計画を作成

10%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

3者以上・・・・・・・・・・2ポイント

		以上。	していること。	
		30%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	・・・6ポイント
		25%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント		
		20%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	③契約販売に取り組んでいること	
		15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント		・・・4ポイント
		10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント		
	235	・対象品目の販売額のうち契約取引が占める割合を5ポイント以		
	200	上増加。		
		25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント		
		20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント		
		15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント		
		10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント		
		5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント		
₹世代施設園芸	236	・地域エネルギーの活用により化石燃料の使用量を30%以上低減	・以下の①及び②の合計とする。	
11点整備		50%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	①コンソーシアムの構成員の業種数が	
		45%以上・・・・・・・・・・・・・・9ポイント	づき、地方公共団体、生産者を除き	
		40%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	5業種以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		35%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント	4業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	3業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			2 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	237	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。	1業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・1ボイント
		①対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上	(産業分類表)	(分本) 八年 - 12
		70%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	産業分類	(参考)分類コード
		65%以上・・・・・・・・・・・・9ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	農業	A01
		60%以上・・・・・・・・・・・・8ボイント   55%以上・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント	林業	A02
			建設業	D E09
			食料品製造業	
		②対象品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量		EのうちE09以外
		性野来の生産状況」における生国又は自該部垣府県の平均収重 に対して20%以上高い	運輸業、郵便業	G H
		100%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	飲食料品卸売業	152
		80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント	飲食料品小売業	152
		60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融業、保険業	1
		40%以上・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント	学術研究、専門・技術サービス業	I.
		20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宿泊業、飲食サービス業	M
		③対象品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増		0
		加	協同組合	087
		15%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	************************************	401
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	※地方公共団体の研究機関が参加す	る場合は、「学術研究、専
		9%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	門・技術サービス業」の分類に該当	
		6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント	計上することができるものとする。	1 / U C / 0 U / /K I L // ( -
		3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②今回整備する高度環境制御栽培施記	     とにおける作付(栽培)面
			積	т том он н ммгди ш
			3.0ha以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・5ポイント
			2.5ha以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・4ポイント
			2.0ha以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・3ポイント
			1.5ha以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・2ポイント

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀蔵用 ※ 豆保管に係る施設・ は製設・ は製設・ は関連を は、 を は は と は と は と は と は と は と は と は と は と	1	<ul> <li>○施設の再編利用による利用率の向上</li> <li>・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。</li> <li>①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。</li> <li>96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生
	2	再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

再編利用による利用率向上と施設運営等の転換の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基 再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を の施設能力で除して算出)が80%以上。	<ul><li>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</li></ul>
以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物 (米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除し て算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技術、ヘンピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係る縮減に取り組む場合・・・・・3ポイント  再編利用による利用率向上と施設運営等の転換の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量をの施設能力で除して算出)が80%以上。以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		又は ②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	<ul> <li>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</li> <li>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。</li> <li>96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
集出荷貯蔵施設 等再編利用 (野菜、果樹、花き)	6	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。  100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
農産物処理加工 施設等再編利用 (茶)	7	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 (ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>施設稼働率指数が102以上。</li> <li>172以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

	11以上・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
8	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の下級茶歩留指数が47以下。         39以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	<ul> <li>契約取引量指数を直近値より7以上増加。</li> <li>(なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。)</li> <li>35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>契約取引量指数の直近値が7以上。</li> <li>44以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
11	<ul> <li>・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。</li> <li>24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
12	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内 荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量 で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。         25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	<ul> <li>・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。</li> <li>(なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。)</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・産物 1 kg当たり生産コストの過去 3 年間 の低減率が 1 %以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	

		9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	15	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	16	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要茶種指数が66以下。         34以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	17	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
食肉等流通体制再編整備	18	【家畜市場】 ・家畜市場を合併により統合すること。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上)・・・ ・・・10ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上)・・・・ ・・・8ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上)・・・・ ・・・6ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上)・・・・ ・・・4ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上)・・・・ ・・・2ポイント	・家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの・・・・5ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの ・・・・3ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの ・・・・1ポイント
	19	【鶏肉・鶏卵】 ・鶏肉/鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3 箇所以上 又は 2 箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【鶏肉】 ・施設を再編しようとする処理施設の1日当たりの合計の処理 羽数が8,000羽以上。  16,000羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>【鶏卵】</li> <li>・施設を再編しようとする処理施設1日当たりの合計の取扱量が20トン以上。</li> <li>40トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	20	<ul> <li>・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。</li> <li>8割以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、経営の改善 を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認 定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイ ント加算するものとする。
	21	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	22	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	23	・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措 置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	24	<ul> <li>・再編後の工場の操業率が75%以上。</li> <li>95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する 計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合 は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	25	<ul> <li>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	26	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	27	・再編にかかる全ての国内産糖工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・5ポイント	

乳業再編等整備	<ul> <li>※効率的乳業施設整備を行う場合、①又は②の書類が提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとし、29及び28の現況値ポイントは加算しない。</li> <li>① 乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し</li> <li>② 乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</li> <li>※集送乳合理化等推進整備を行う場合、貯乳施設等再編計画及び全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等と協議が整った事を証する書類又はその写しが提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイントを加算し、32~38の現況値ポイントは加算しないものとする。</li> </ul>			
	28	<ul> <li>・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		
	29	・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均 処理数量が現状値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。</li> <li>40トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	30	<ul> <li>・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。</li> <li>30%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		
	31	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設)  4 工場以上の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 10ヶ所以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	32	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	

	10%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
33	・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上増加。	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の1E 当たり処理能力の合計。
	90%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	120トン以上・・・・・・・・・ 5 ポイント
	70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100トン以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
	50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80トン以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント	60トン以上・・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40トン以上・・・・・・・・・・・1 ポイント
34	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。	・事業を実施しようとする貯乳施設に関係する集送乳路線の4 数。
	10路線以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	70路線以上・・・・・・・・・・5ポイント
	8路線以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	60路線以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	6路線以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント	50路線以上・・・・・・・・・・・3ポイント
	4路線以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	40路線以上・・・・・・・・・・・2ポイント
	2路線以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	30路線以上・・・・・・・・・・1ポイント
35	・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。	・事業を実施しようとする貯乳施設に関係する都道府県下の駅
	4 施設の廃止・・・・・・・・・・・10ポイント	乳施設数。
	3施設の廃止(複数の都道府県での再編)・・8ポイント	6カ所以上・・・・・・・・・・5ポイント
	3施設の廃止(同一都道府県内での再編)・・6ポイント	5カ所・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	2施設の廃止(複数の都道府県での再編)・・4ポイント	4カ所・・・・・・・・・・ 3ポイント
	2施設の廃止(同一都道府県内での再編)・・2ポイント	3カ所・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
	2.施設の発出(阿 福起的系科での行権) 2.35(10 f	2カ所・・・・・・・・・・・・・1ポイント
36	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均移働率。
	30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	30%以下・・・・・・・・・・5ポイント
	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	40%以下・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント	60%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	61%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61%以上・・・・・・・・・・・1 ホイント
37	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理施設の1日当たりの生乳処理を
	25%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	理数量が2トン以上。
	20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	30トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	20トン以上・・・・・・・・・・・4 ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	10トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	5%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	5トン以上・・・・・・・・・・・2ポイント
		2 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント
38	・余乳処理の範囲(広域的な需給調整の実施)。	・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道
	6つ以上の都道府県からの余乳を処理・・・・10ポイント	府県数。
	5つの都府県からの余乳を処理・・・・・8ポイント	6 つ以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント
	4つの都府県からの余乳を処理・・・・・6ポイント	5つ・・・・・・・・・・・・4ポイント
	3つの都府県からの余乳を処理・・・・・4ポイント	4つ・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	2つの都府県からの余乳を処理・・・・・2ポイント	3つ・・・・・・・・・・・・2ポイント
		2つ・・・・・・・・・・・1ポイント
	<u> </u>	

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント		
	※1 当該メニューの達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値をすべて選択するものとする。 ※2 当該メニューを行う場合は、5割以上の受益農家が早期警戒システム等を導入し、気象予測に応じた対策を適切に講じるものとする。				
	1	・事業実施地区において早期警戒システム等(※)の導入割合が50%以上。 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70%以上。 94%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	2	・以下の①又は②から1つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病害虫耐性品種等(複数品種ある場合はその合計)の作付面積が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(複数品種がある場合はその合計)の作付割合が5%以上。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
地球温暖化対策(土壌劣化リスク軽減)	3	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		
	4	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量(※1,※2)が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

		(※2)顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	(※) 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、 一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えること ができる。
	5	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に 稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。</li> <li>66%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
資材高騰等のリスク低減	6	・10 a当たりの物材費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状10a当たりの物材費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として事業実施地区の作付面積又は 生産量の過半数において、品目別コスト縮減戦略及び農業新 技術200Xに記載されている物材費縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・3ポイント
	7	・10a当たりの労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状10a当たりの労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として事業実施地区の作付面積又は 生産量の過半数において、品目別コスト縮減戦略及び農業新 技術200Xに記載されている労働時間縮減に資する取組のう ち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・3ポイント
	8	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	9	・事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が5%以上減。 25%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業実施主体の事業実施前年度の単位面積当たりの肥料の使用量が事業実施前々年度に比べ2.5%以上減。</li> <li>12.5%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

	2.5%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	カタログ」等の公的機関が作成した報告書等に記載されている等、効果が明確な技術をいう。 ※化学肥料の使用量は、窒素(N)、リン酸(P205)、加里(K20)の合計を用いることとする。	
10	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を 事業実施前年度と比較して20%以上削減。 40%・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 35%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用を前々年度と事業実施前年度を比較して1%以上削減。 10%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	20%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・1ポイント
12	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。)に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計)の割合を5ポイント以上増加。	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組織 農業者割合が5%以上。
	50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合
	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に 取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は 特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培さ れる農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイン ト以上増加。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農 に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・1ポイント
13	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト(費用合計)を5%以 上削減。	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト(費用合計)が、統部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下

	21	・農業廃棄物 1 kgの処理費用(農家負担額)を 3 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・農業廃棄物 1 kgの処理費用(農家負担額)が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
環境保全(農業 廃棄物の再生処 理)	20	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合が40%以上。</li> <li>60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	19	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合 8割以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
環境保全(小規模公害防除)	18	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「法」という。)第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント7割以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。</li> <li>8割以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	17	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント49ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。  25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	16	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	15	<ul> <li>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・3ポイント 111%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 115%以下・・・・・・・・・・・1ポイント

# 別表2 (食品流通の合理化)

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント		
安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子 状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場 合の指数値の平均が41.7以下	27.4以下・・・・7ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。	
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過	4.9以上・・・・・7 ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施	
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価(販売金額/販売数量)の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全	・超過ポイント数が 2.4以上・・・・7ポイント 1.2~2.3・・・・3ポイント	設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算	
	中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、 食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きで は全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢もの の取扱金額で加重平均し算出すること。		・円滑な市場取引を確保するための天災等 により被災した施設の整備を実施する場 合・・・8ポイント加算	
	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3~39.4%・・3ポイント	・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算	
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施	<ul><li>・BSE対策に係る施設の整備</li><li>・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント</li></ul>	・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算	
	・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく 規範の策定及び実施	・卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理 についての規範を策定・・・7ポイント	・食料供給コスト縮減アクションプランの 別添「重点的に取組むべき課題に係る取 組」の3のうち「物流の効率化」に規定 している内容に即した取組を実施してい る場合又は実施することが確実である場 合・・・8ポイント加算	
効率的な市場流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	<ul><li>・取扱数量の推計値超過率が</li><li>4.6%以上・・・・7ポイント</li><li>0.7~4.5%・・・3ポイント</li></ul>	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選	
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・3ポイント	択する場合は異なる2つを加算する。)。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を 図ることが必要と認められる中央卸売市 場」として位置付けられた中央卸売市場	
	【物流コスト等の削減】・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・・7ポイント 1.1~1.8%・・・3ポイント	場」として位直付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による	

	<ul> <li>残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減</li> <li>施設の維持管理コストを1.3%以上削減</li> </ul>	<ul> <li>・処理コストの削減率が</li> <li>8.1%以上・・・・7ポイント</li> <li>1.2~8.0%・・・・3ポイント</li> <li>・維持管理コストの削減率が</li> <li>14.2%以上・・・・7ポイント</li> <li>1.3~14.1%・・・・3ポイント</li> </ul>	場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以 上超過	<ul><li>・取扱数量の推計値超過率が</li><li>4.6%以上・・・・7ポイント</li><li>0.7~4.5%・・・・3ポイント</li></ul>	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方卸売市場施設整備の取組のうち他の
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	<ul> <li>・指標①の取扱数量(又は指標②の取扱数量)以上となるのが 連携後3年以内</li> <li>・・・7ポイント 連携後4年又は5年</li> <li>・・・3ポイント</li> </ul>	地方卸売市場との統合に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合・・・4ポイント加算
	<ul> <li>【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】</li> <li>・統合の場合         目標年度における取扱数量が推計値を0.7%         以上超過</li> <li>・市場間連携の場合         目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過(ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する)</li> </ul>	4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方卸売市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組している内容に関した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
被災時の市場機能の維持強化	【耐震性能の向上】 ・耐震補強の整備後に構造耐震指標がIs≥0.6又	• 構造耐雲指揮 並	以下の①、②それぞれの欄より該当する いずれか1つ又は2つの加算を行う。 ①
	はIw≥1.0以上に改善	Is≥0.7又はIw≥1.1	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第40条第1項に基づく都道府県地域防災計

基準)前の施設において卸売市場耐施設整備の取組を行う場合・・・8 ント加算
・大規模地震対策特別措置法(昭和53 律第73号)等の地震防災対策関係法
基づき地震防災に関する対策を強化な
推進する必要がある地域等に開設し
る卸売市場である場合・・・8ポイ
加算
・構造耐震指標がIs<0.3又はIw<0.7
設において卸売市場耐震化施設整備
組を行う場合・・・8ポイント加算
2
<ul><li>災害時におけるBCPを策定してい</li></ul>
合又は策定することが確実である場
・・3ポイント加算
・災害時における他市場等との連携協
を策定している場合又は策定するこ

## 別表3 (人・農地プラン等加算ポイント)

別表1及び別表2に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

#### 人・農地プラン等加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1、2の(1)から(4)まで及び3の取組については、次の①又は②を満たす地区については1ポイントを加算する。

- ① 農業者(農業法人、農業者の組織する団体等)が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」又は農地中間管理事業の推進に関する法律第4条(平成25年法律第101号)に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。
- ② 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部又は全部で人・農地プランが作成されていること。

### 別表4 (園芸作物転換加算ポイント)

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表1から別表4までのポイントの合計は31ポイントを上限とする。

## 園芸作物転換加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1のア及びウ、2の(2)の取組のうち、、野菜及び花き(以下「園芸作物」という。)に係るものについては、 土地利用型作物から園芸作物への計画的な転換を進めるため、作付年度ごとの転換割合等を定めた計画を策定している地区の場合は1ポイントを加 算できるものとする。

### 別表5 (都道府県加算ポイント)

別表1から別表4までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表1から別表5までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

# 都道府県加算ポイントの内容

事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画について、産地競争力の強化及び食品流通の合理化の各政策目的から加算対象とする事業実施計画を選択できることとする。

この場合においては、各政策目的ごとに各都道府県において加算するポイントの合計が2ポイント(北海道にあっては、3ポイント)を超えない範囲で、一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第8の3に定める改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画(交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。)については加算しない。

次世代施設園芸拠点整備の取組を行う場合は、過去に次世代施設園芸導入加速化支援事業や強い農業づくり交付金で次世代施設園芸拠点の整備を行った都道府県にあっては、既整備の次世代施設園芸拠点と異なる品目に取り組む場合に限り、都道府県ポイントを加算することができるものとする。

# 別表6 (優先枠加算ポイント)

別表1から別表5に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

## 優先枠加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1の「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組又は2の(1)から(4)までの取組、次世代施設園芸拠点整備の取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順(同一ポイントの場合は、査定前交付金要望額の小さい順。ただし、次世代施設園芸拠点整備の取組にあっては、栽培面積10a当たりの交付金の要望額の小さい順)に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。